

試験・進級・卒業等に関する細則（専門教育科目）

1959年 3月16日 制定
1959年度より 施行
最終改正：2024年 6月

第1条① 試験を分けて定期試験（本試験および再試験）と不定期試験とする。

- ② 定期試験は、別に定める時期（学年毎に掲示する）に一斉に行うものと、臨床実習グループ別に行うものがある。
- ③ 不定期試験は、科目担当教員および学務委員が必要と認めるときに行う。
- ④ 受験者は、学生証を提示しなければならない。

第2条① 進級および卒業要件は次のとおりとする。

1 第1学年から第2学年への進級要件

基礎教育科目43単位をすべて修得すること。

ただし、医学概論、メディカル・プロフェッショナリズムⅠ、行動科学Ⅰおよび実験科目を除く不合格科目について第2学年で再履修し単位を修得することが可能と判断される場合には、第2学年に進級させることがある（※選考進級）。

2 第2学年から第3学年への進級要件

前号に定める第1学年から第2学年への進級要件科目すべてに合格すること。

また、メディカル・プロフェッショナリズムⅡ、英語Ⅲ、分子生物学Ⅱ、組織学、解剖・発生学Ⅰ、解剖・発生学Ⅱ、生理学Ⅰ、生理学Ⅱ、医化学および病理学総論に合格すること。

ただし、メディカル・プロフェッショナリズムⅡを除く不合格科目について、第3学年で単位を修得することが可能と判断される場合には、第3学年に進級させることがある（※選考進級）。

3 第3学年から第4学年への進級要件

前号に定める第2学年から第3学年への進級要件科目すべてに合格すること。

また、病理学各論、医学統計・医療情報、メディカル・プロフェッショナリズムⅢ、行動科学Ⅱ、英語Ⅳ、MCB、微生物学、免疫学、熱帯医学・寄生虫学、感染症学、薬理学、内科学（呼吸器）講義、内科学（循環器）講義、内科学（消化器）講義、内科学（腎臓・内分泌・代謝）講義、内科学（神経）講義、内科学（血液）講義、内科学（リウマチ・膠原病）講義、自主学習およびEEPⅡに合格すること。

ただし、メディカル・プロフェッショナリズムⅢ、英語Ⅳ、MCBおよび自主学習を除く不合格科目について、第4学年で単位を修得することが可能と判断される場合には、第4学年に進級させることがある（※選考進級）。

4 第4学年から第5学年への進級要件

前号に定める第3学年から第4学年への進級要件科目すべてに合格すること。また、外科学講義、脳神経外科学講義、産科学講義、婦人科学講義、メディカル・プロフェッショナリズムⅣ、衛生学Ⅰ、衛生学Ⅱ、公衆衛生学Ⅰ、公衆衛生学Ⅱ、法医学、医療政策・管理学、小児科学講義、精神医学講義、整形外科科学講義、麻酔学・緩和医療講義、臨床検査学講義、放射線医学講義、泌尿器科学講義、耳鼻咽喉科学講義、眼科学講義、皮膚科学講義、救急医学講義、形成外科学講義、リハビリテーション医学講義、歯科学講義、総合診療医学、臨床薬剤学、漢方医学、腫瘍学、遺伝医療・ゲノム医療、症候学、C B Tおよび臨床実習入門に合格すること。

ただし、メディカル・プロフェッショナリズムⅣ、C B Tおよび臨床実習入門を除く不合格科目について、第5学年で単位を修得することが可能と判断される場合には、第5学年に進級させることがある（※選考進級）。

なお、臨床医学系科目のうち、第4学年における臨床実習が修了しておらず、第5学年の再実習ですべて合格できないと判断される場合は、これによらず原級に留める。

※C B TおよびO S C Eに合格することが、臨床実習参加の要件となるので留意すること。

5 第5学年から第6学年への進級要件

前号に定める第4学年から第5学年への進級要件科目すべておよびメディカル・プロフェッショナリズムⅤに合格すること。また、内科学（呼吸器）臨床実習、内科学（循環器）臨床実習、内科学（消化器）臨床実習、内科学（腎臓・内分泌・代謝）臨床実習、内科学（神経）臨床実習、内科学（血液）臨床実習、内科学（リウマチ・膠原病）臨床実習、一般・消化器外科学臨床実習、小児外科学臨床実習、心臓血管外科学臨床実習、呼吸器外科学臨床実習、脳神経外科学臨床実習、産科学臨床実習、婦人科学臨床実習、小児科学臨床実習、精神医学臨床実習、整形外科臨床実習、麻酔学・緩和医療臨床実習、臨床検査学臨床実習、輸血臨床実習、放射線医学臨床実習、総合診療医学臨床実習に合格すること。

ただし、臨床医学系科目のうち、指定された臨床実習を病気やけが、事故その他やむをえない事情によって長期にわたって欠席した者について、第6学年で再実習し単位を修得することが可能と判断される場合には、第6学年に進級させることがある（※選考進級）。

6 卒業要件

基礎教育科目43単位の修得と、専門教育科目のうち、自由科目を除く全科目および臨床実習総合評価に合格すること。

第3条 定期試験は、それぞれの科目の講義及び実習を終了した後でなければ受けることができない。

但し、臨床科目における定期試験は、臨床実習前に行うことがある。

(注) 実習を合計回数の1／5以上欠席した場合は、実習担当教員と学務委員の協議によって指定補習を受けないかぎり実習を修了したものと認めない。

第4条① 定期試験は、本試験および再試験とする。

② 本試験を未受験の者のうち、第5条の要件を満たし、学務委員長が必要と認めた者に対しては追試験が行われる。

③ 再試験は、本試験を受験して合格しなかった者および本試験を未受験の者のうち前項に該当しない者に対して行われる。

④ 選考進級となった者の未取得科目については、進級後の学年で特別に再々試験を実施する。再々試験の実施時期および実施方法は、その科目の学務委員が個別に決定する。

第5条 病気やけが、事故その他やむをえない事情によって試験当日に欠席する者は、所定の欠席届を提出するものとする。その際、傷病による場合は医師の診断書を、やむをえない事情による場合はその事情を証明する書類を添えて、原則として試験開始までに学生課を経て、その教室の学務委員（又は科目担当教員）に届け出るものとする。緊急の場合は、試験開始までに電話または電子メール等によって欠席を届け出て、可及的速やかに上記書類を提出する。

第6条 定期試験の実施期日は、試験の行われる2週間前までに学生課が公示する。但し、臨床実習時の試験期日は学生課からは公示しない。

第7条 再試験・再々試験受験者および追試験受験者は学生課の公示指定する期間中に学生課に申し出て、手数料（1科目につき、2,000円）を納入する。但し、臨床実習時の追・再試験は科目担当教員が指定する日までとする。
受験者は、上記手続と引き換えに学生課が発行する受験票を試験監督に提示しなければならない。

第8条 試験の出題は科目担当教員が行い、試験の実施はその教室の学務委員の責任において公明厳正に行う。
原則として遅刻者の試験場への入室は、退出者があった場合には認められない。試験に関し不正行為を行った者については、退学・停学・その試験を不合格とする等、相応の処置が行われる。

学務委員は、本試験の採点結果を試験終了後10日以内に学務委員長に提出する。
追試験・再試験・再々試験の採点結果は、確定次第学務委員長に提出する。

第9条 再試験または再々試験で合格した者の当該試験の素点は、一律に60点とする。

第10条 科目の成績は、その教室の学務委員が科目担当教員と協議し、定期試験・不定期試験の素点および各種資料を加味して決定する。

第11条 科目の合格は、科目の成績が60点以上とし、下記の評語をもって学生課に提出する。

S = 90点以上

A = 80点以上90点未満

B = 70点以上80点未満

C = 60点以上70点未満

D = 60点未満（不合格）

第12条 2017年度以降入学者については、成績評語とあわせてGPA（Grade Point Average）を適用する。

G P （Grade Point） S = 4 . 0

A = 3 . 0

B = 2 . 0

C = 1 . 0

D = 0 . 0

G P A = （履修した授業科目の単位数×当該授業科目のG P）の総和
÷ 履修した授業科目の単位数の合計

なお、G P Aは学習指導のためにも活用され、著しく低い場合には、退学が勧告される等の指導をする場合がある。

附則 この細則は2024年6月3日に改正し、2024年6月3日から適用する。